

授業コード	JP13710010	開講年度・学期	2021年度前期
科目授業名	刑事法理論の展開		
英語科目授業名	Recent Developments in Criminal Law		
科目ナンバー	JAEPE9908	必修・選択	自由選択
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	三島 聡、川崎 英明		
科目の主題	刑法および刑事訴訟法の基本知識を有しその重要論点をひとつと理解している受講生を対象に、具体的な刑事事例を素材として、重要論点を深く掘り下げ、当該事案を適切に解決できる能力を養う授業。 各回それぞれ独立のテーマを扱うこととし、重要判例を取り上げて検討する。		
授業の到達目標	重要判例を素材として、錯綜した事実の中から刑事法上の重要な問題点を把握する過程を理解し、その問題点について理論的に分析し順序立てて論述する方法を体得することをめざす。事案と判例の立場を明らかにし、その理論的・実際的問題点について掘り下げて検討する。判例の批判的検討を通じて、具体的な事案を実践的に処理するために必要な法的知識、分析能力、論述能力を養うことを目標とする。		
授業内容・授業計画 ①	<p>試験を除く14回の授業のうち、川崎が9回分、三島が5回分[(1)(4)(7)(10)(13)]を担当する。川崎は主として刑事訴訟法を扱い、三島は主として刑法を扱う。三島担当分においては、あらかじめ、判例類似の事案につき各自の処理方法(およびその思考過程)を示したメモ(ないしレポート)を作成することが求められる。授業はそのメモの報告をもとに進めていく。川崎担当分においても、司法試験問題(刑事訴訟法)等を素材として問題点の把握や分析をしたレポートをあらかじめ作成することを求め、授業はそのレポートをもとに進める。</p> <p>(1) 早すぎた結果実現 最1小決2004〔平16〕・3・22(刑集58巻3号187頁)：クロロフォルム事件</p> <p>(2) 捜索差押令状の呈示と必要な処分、弾劾証拠の証拠能力 最決平成14・10・4刑集56巻8号507頁：令状呈示前の捜索場所への立入りを適法とした事例 最判平成18・11・7刑集60巻9号561頁：自己矛盾供述に弾劾証拠としての証拠能力を認めつつ、供述の存在につき厳格な証明を要するとした事例</p> <p>(3) 任意取調べの限界と接見指定、公判前整理手続での主張明示と被告人質問の制限 最決昭和59・2・29刑集38巻3号479頁：宿泊を伴う取り調べを適法とした事例 最判平成12・6・13刑集54巻5号1635頁：初回接見に関し接見指定の内容につき判示した事例 最決平成27・5・25刑集69巻4号636頁：公判前整理手続における主張明示義務と被告人質問の制限の可否について判示した事例</p> <p>(4) クレジット契約を利用した詐欺 最2小決2003〔平15〕・12・9(刑集57巻11号1088頁)：釜焚き事件</p> <p>(5) 会話盗聴、約束自白と毒樹の果実、伝聞証拠の概念 千葉地判平成3・3・29判時1384号141頁：秘密録音の適法性を認めた事例 大阪高判昭和52・6・29刑事裁判月報9巻5-6号334頁：不任意自白に基づき発見押収された物証の証拠能力について判示した事例 東京高判昭和58・1・27判例時報1097号146頁：犯行計画メモの証拠能力につき判示した事例</p> <p>(6) 被告人の取調べと任意取調べの限界、訴因変更の要否・可否 最決昭和36・11・21日刑集15巻10号1764頁：起訴後の被告人取調べを適法とした事例 最決平成13・4・11刑集55巻3号127頁：共同正犯の訴因において訴因変更を要しないとした事例</p> <p>(7) 司法作用にたいする罪 最1小決1989〔平1〕・5・1刑集43巻5号405頁：身体拘束中の犯人の身代わり教唆の事例 最2小決2017〔平29〕・3・27刑集71巻3号183頁：犯人との口裏合わせにもとづき警察官にたいしておこなった参考人虚偽供述の事例 最1小決2016〔平28〕・3・31刑集70巻3号58頁：警察官と相談しながら創作した参考人虚偽供述の調書化の事例</p>		

<p>授業内容・授業計画 ②</p>	<p>(8) 現行犯逮捕、犯行再現場面の実況見分調書の証拠能力 京都地決昭和44・11・5判例時報629号103頁：逮捕者が犯行場面を現認していない現行犯逮捕を違法とした事例 最決平成17・9・27刑集59巻7号753頁：実況見分調書の犯行再現部分を現場供述と捉えた事例</p> <p>(9) 捜索差押の範囲、択一的認定 最決平成19・2・8刑集61巻1号1頁：捜索差押令状執行中に届いた宅配便の捜索を適法とした事例 札幌高判昭和61・3・24高刑集39巻1号8頁：保護責任者遺棄と死体遺棄との間で択一的認定を認めた事例</p> <p>(10) 承継的共同正犯 最3小決2017〔平29〕・12・11刑集71巻10号535頁：特殊詐欺におけるだまされた振り作戦の事例 大阪高判1987〔昭62〕・7・10高刑集40巻3号720頁、大阪地判1997〔平9〕8・20：同時傷害の特例の適用が問題になりうる事例</p> <p>(11) ビデオ撮影の適否、領収書等の証拠能力 最決昭和51・3・16刑集30巻2号187頁：強制処分と任意処分の区別、任意処分の限界 最決平成20・4・15刑集62巻5号1398頁：捜査方法としてのビデオ撮影の適否 東京地決昭和56・1・22判例時報992号3頁：領収証の伝聞証拠性と伝聞例外性</p> <p>(12) 別件逮捕勾留の適否、訴因変更の可否 最決昭和52・8・9刑集32巻2号218頁：狭山事件 浦和地判平成2・10・12判例時報1376号24頁：別件逮捕に該当し違法とした事例 最決昭和53・3・6刑集32巻2号218頁：加重収賄と贈賄との間で公訴事実の同一性を認めた事例 最決昭和63・10・25刑集42巻8号1100頁：覚醒剤自己使用について公訴事実の同一性を認めた事例</p> <p>(13) 共犯関係の離脱・解消 最3小決1994〔平6〕・12・6刑集48巻8号509頁：量的過剰行為の途中における共犯関係の離脱の事例</p> <p>(14) 任意取調べの限界、偽計による自白の任意性、類似事実による証明 最決平成1・7・4刑集43巻7号581頁：徹夜の取調べの適否 最判昭和45・11・25刑集24巻12号1670頁：偽計による取調べの証拠能力を否定した事例 大阪高判平成17・6・28判例タイムズ1192号186頁：類似事実による証明の一事例</p> <p>(15) 期末試験</p>
<p>事前・事後学習の内容</p>	<p>事前学習については、当該授業でとりあげる判例および最高裁調査官解説（同解説があるばあい）をしっかりと読んだうえ、担当教員から示される予習事項にそって学習すること。事後学習については、当該授業での判例の分析や論点の説明をしっかりと復習するとともに、当該事案について段階を踏んで処理していけるかどうかを確認すること。また、刑法・刑事訴訟法の他の関連論点についても広く学習しておくこと。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 学期末に実施する筆記試験の結果を基本的な評価の対象として、80点を配分する。その他、演習で提出を求めた書面、演習での議論の仕方、表現技術などを総合考慮して評価し、20点を配分する。いずれも川崎担当分6割、三島担当分4割で評価する。</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>判決・決定の原文で事案を確認すると、教科書等の説明よりもはるかに複雑で法的処理が困難なものが少なくない。予習の際、この点にも十分注意して判決・決定の原文を読むよう心がけること。</p>
<p>教材</p>	<p>教科書はとくに指定しない。演習に必要な教材は、担当教員が作成して配布する。また、参考資料は、必要に応じて授業期間に示す。</p>